

市町村における難病患者の把握及び 災害時支援等体制に係る状況調査結果について

令和3年11月
埼玉県疾病対策課

アンケートの概要

○ 調査対象

- ・ 埼玉県内の全市町村（63市町村）
※全市町村から回答あり。

○ 調査方法

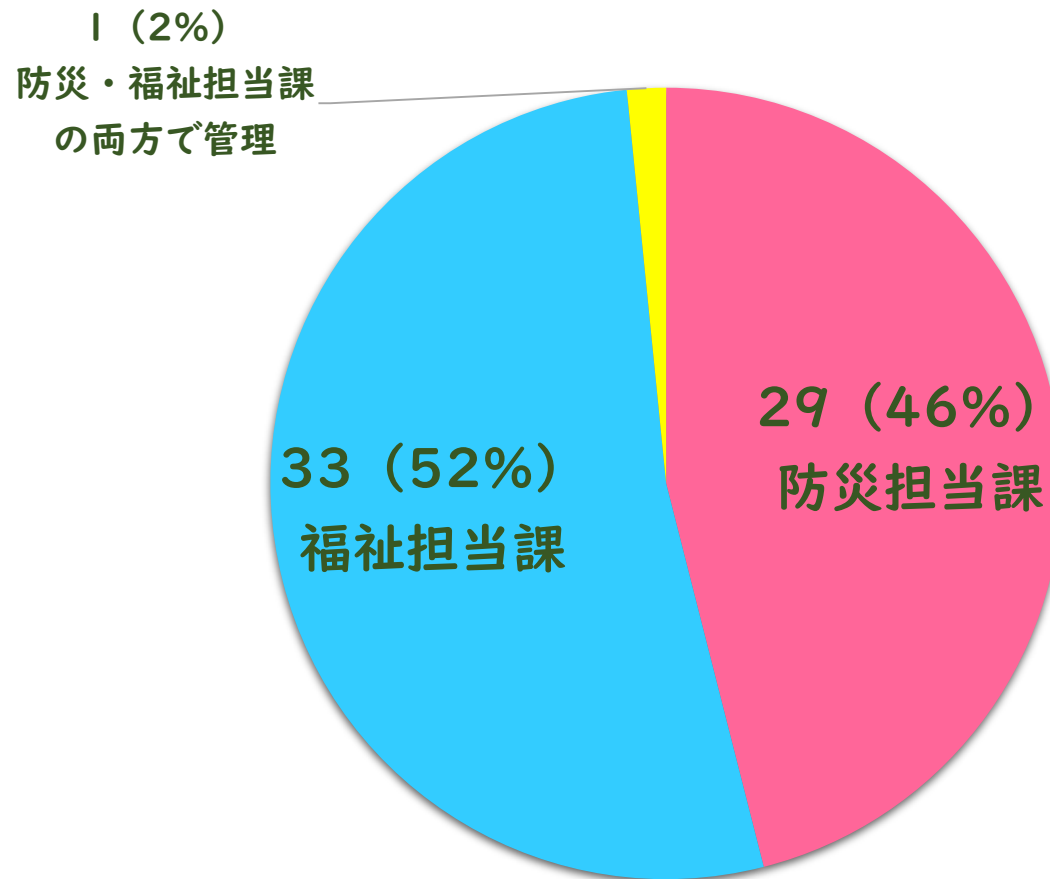
- ・ 埼玉県内の全市町村（63市町村）の障がい者福祉主管課にメールでアンケートを送付
※防災主管課にも回答の協力を依頼。

○ 調査時期

- ・ 令和3年7月12日～令和3年7月26日

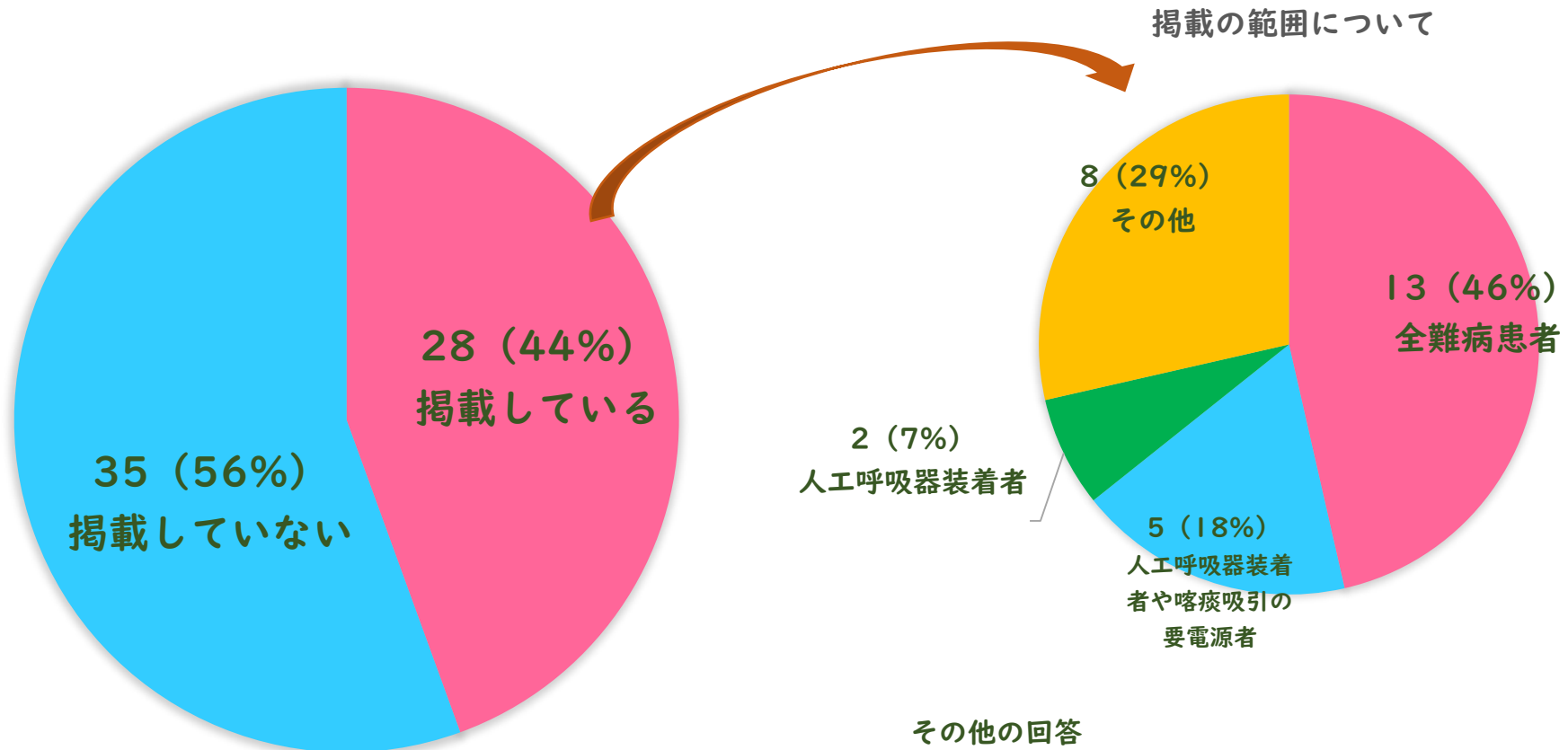
I 避難行動要支援者名簿について

(1) 避難行動要支援者名簿の管理部局について



1 避難行動要支援者名簿について

(2) 避難行動要支援者名簿における難病患者の掲載について



その他の回答

- ・対象者として公示したうえで手上げ方式により名簿に追加
- ・要介護3以上、身体障害者手帳3級、療育手帳B以上の方

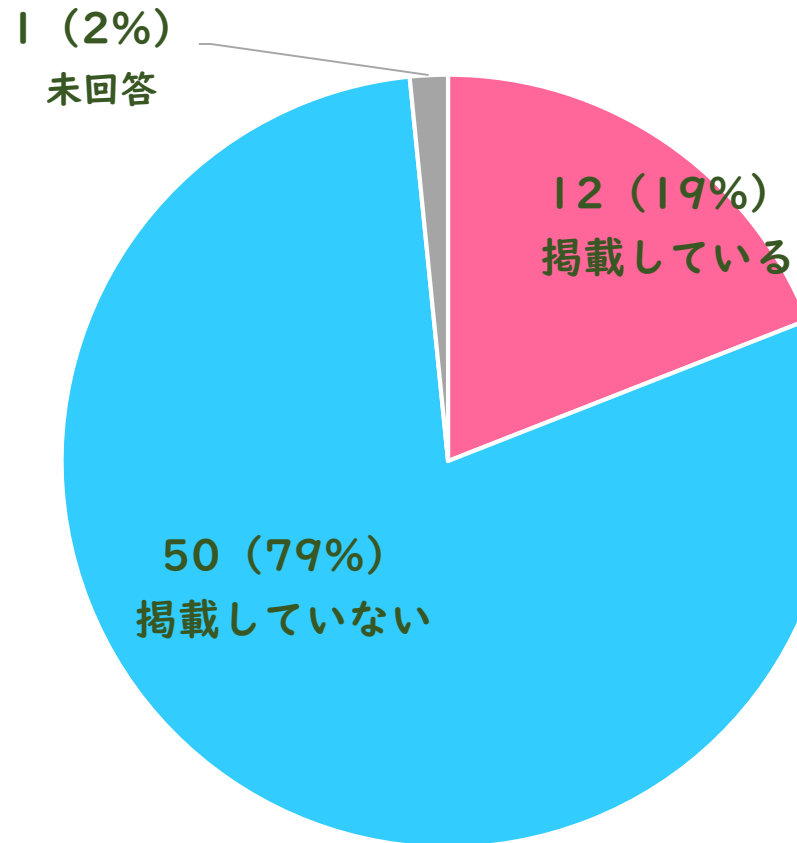
I 避難行動要支援者名簿について

(2) 避難行動要支援者名簿における難病患者の掲載について (掲載していない場合の理由)

- 地域防災計画に基づく掲載要件対象外のため
- 要網上登録対象外のため
- 名簿に掲載する者の範囲として、難病患者を指定していないため
- 難病患者情報の活用及び難病患者への支援方法等に関して検討を行っているため
- 情報提供を受けられることを知らなかったため

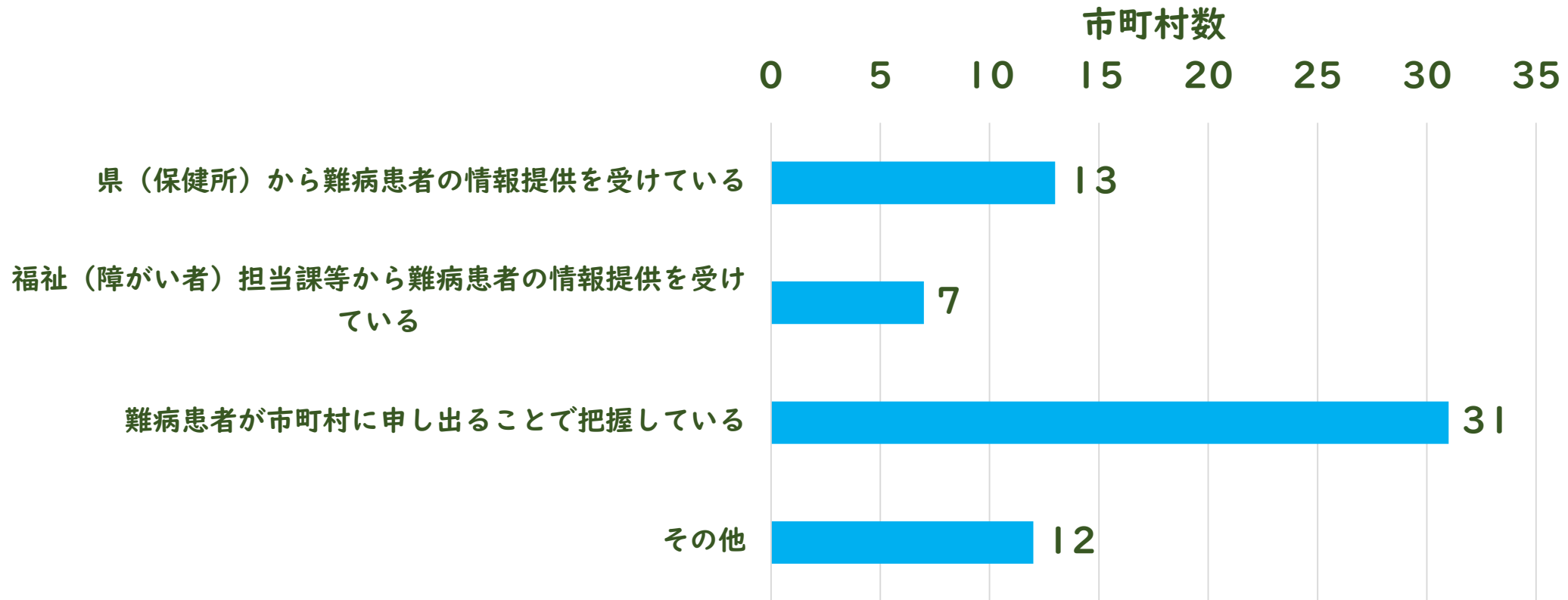
1 避難行動要支援者名簿について

(3) 電源を要する難病患者の人数について



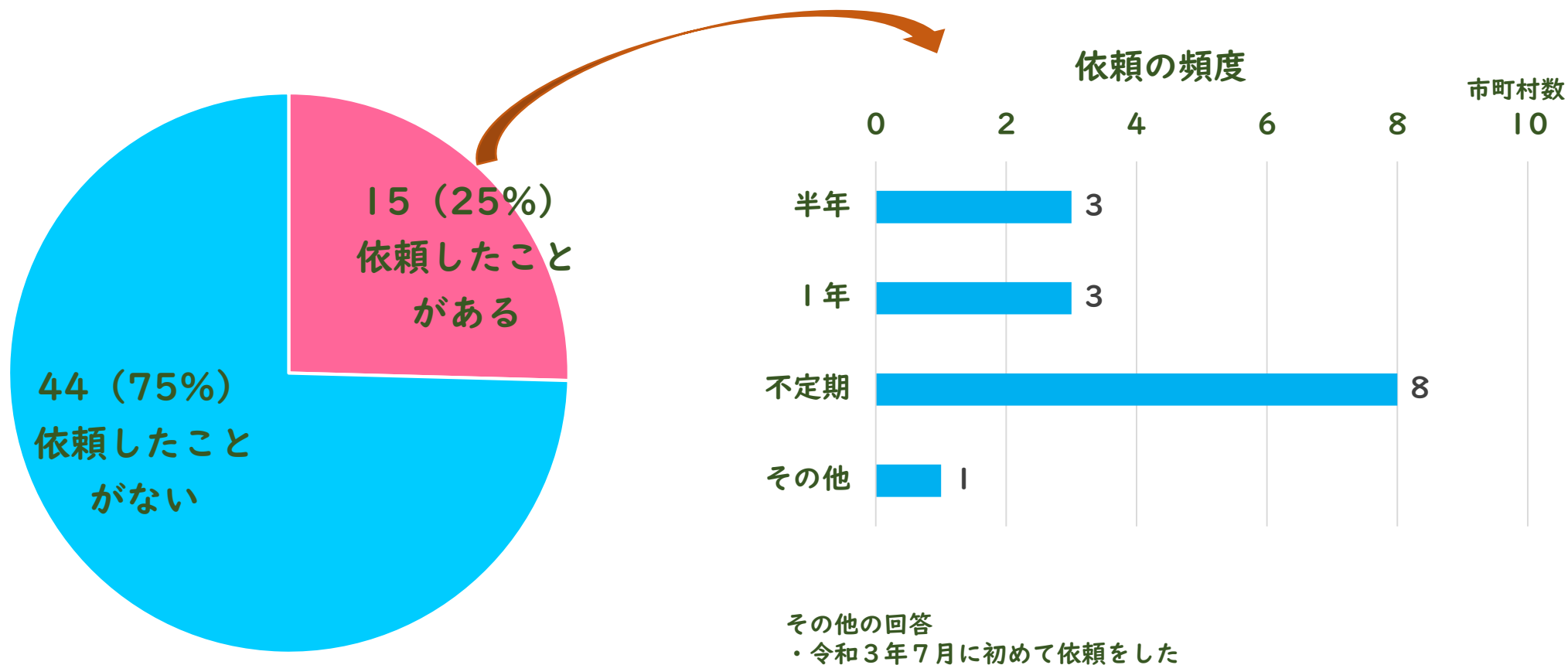
I 避難行動要支援者名簿について

(4) 難病患者の把握方法について



1 避難行動要支援者名簿について

(5) 難病患者の情報について保健所（県）に依頼を行ったことがあるか。
 (※政令市・中核市保健所を除く59市町村)



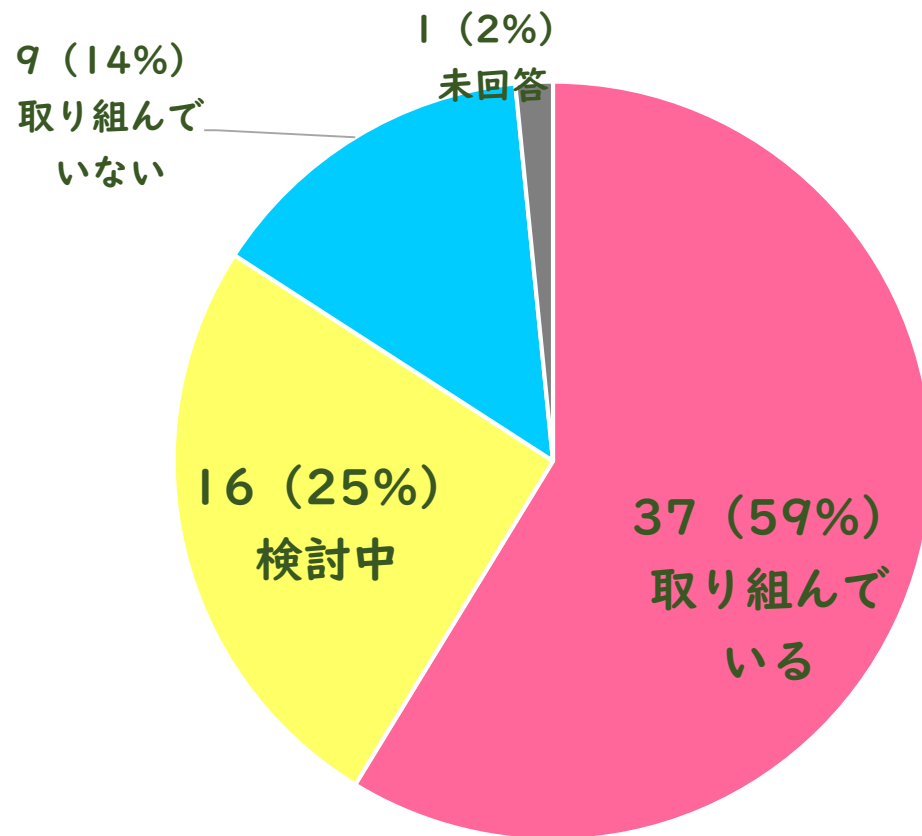
I 避難行動要支援者名簿について

(5) 難病患者の情報について保健所（県）に依頼を行ったことがあるか。
(※依頼をしたことがない理由)

- 現時点で本市では掲載要件がなく、「避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度」を超えた個人情報のため
- 手上げ方式を原則としていたため
- 難病患者情報の活用及び難病患者への支援方法等に関して検討を行っているため

1 避難行動要支援者名簿について

(6) 難病患者等自らが避難行動要支援者名簿への掲載（登録）を申し出る機会があるか。

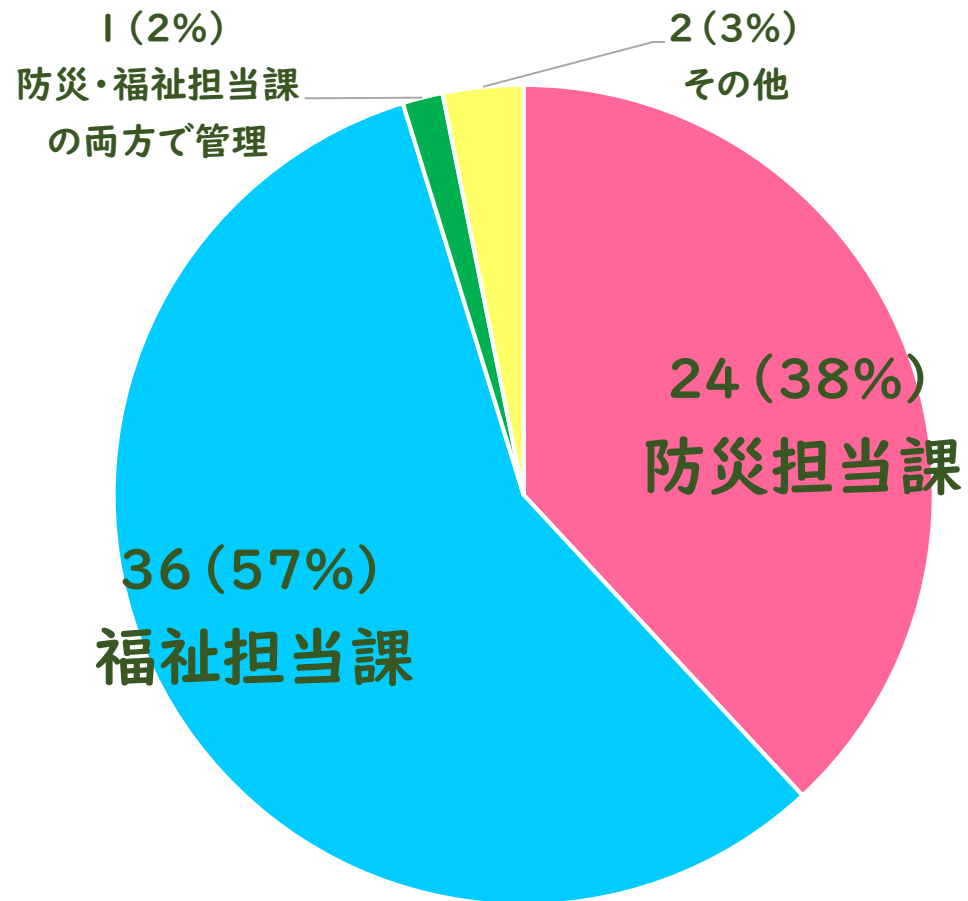


具体的な周知方法

- ・ホームページ
- ・障害者手帳交付時に周知
- ・チラシを配布
- ・広報誌に掲載
- ・民生・児童委員による訪問活動

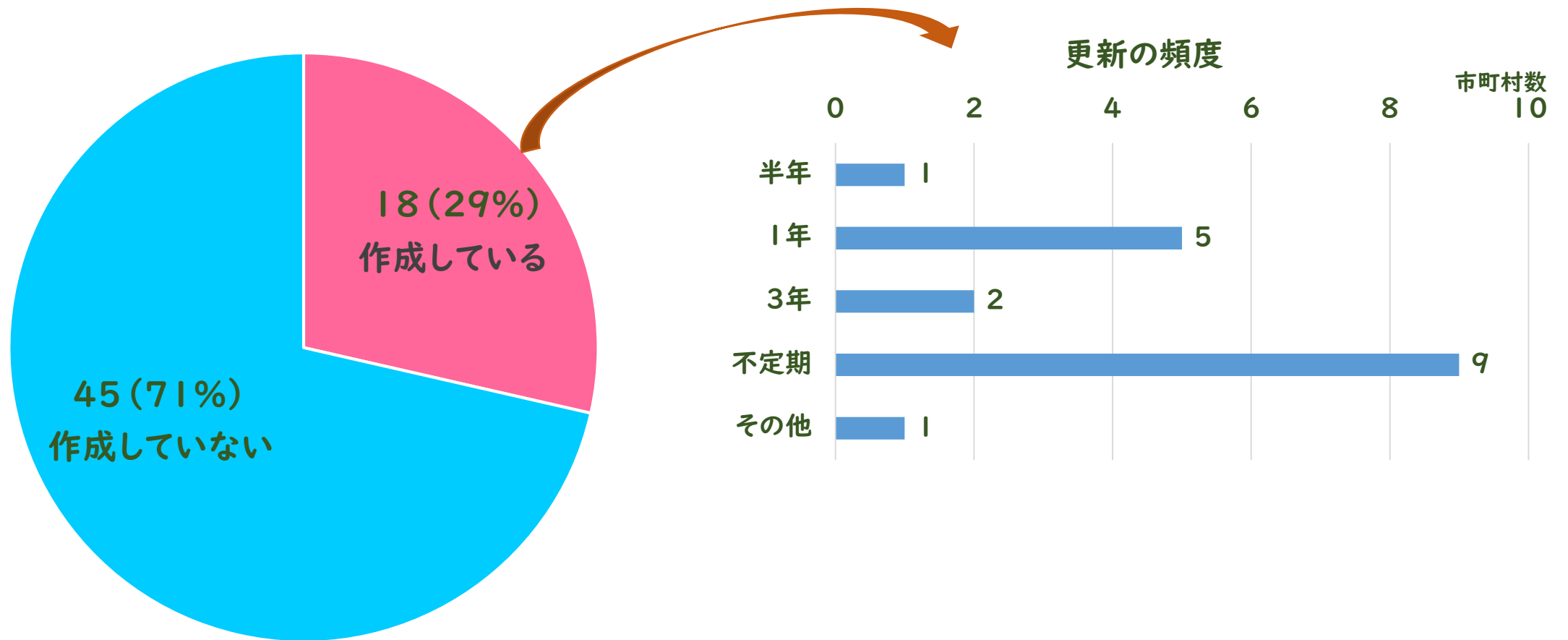
2 個別避難計画について

(1) 個別避難計画の管理部局について



2 個別避難計画について

(2) 難病患者の個別避難計画について



2 個別避難計画について

(2) 難病患者の個別避難計画について (※作成していない理由)

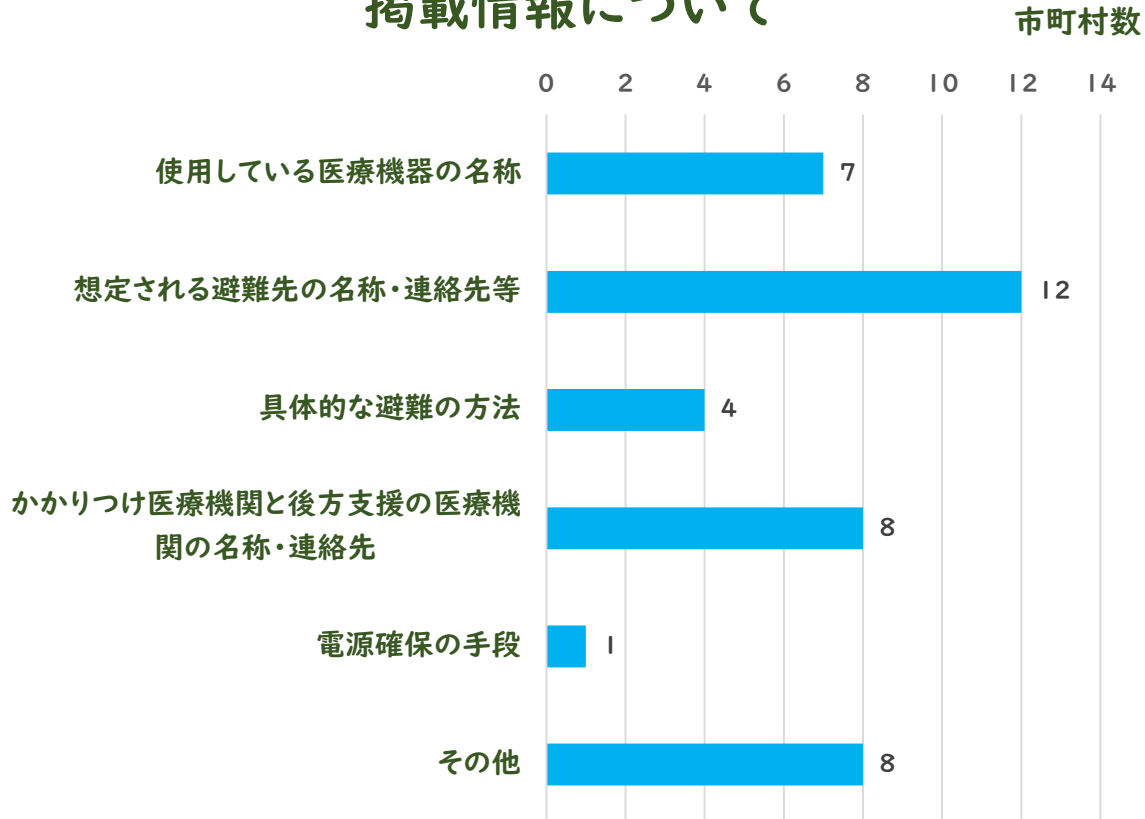
- 各自主防災組織で避難行動要支援者名簿を基に個別避難計画を作成いただいているが、難病患者が名簿掲載要件に含まれていないため
- 難病患者としての区別で作成はしておらず、各地区（自主防災組織単位）ごとに作成の取りまとめを行っているが、難病患者に関しては現状その作成を確認できていない。
- 個別避難計画の作成プロセスをまだ明確にしていないため。ただし、本人・家族等からの申出があれば、ケース会議等を経て作成することとなる。
- 希望された自治会に個別避難計画の様式を渡し作成して頂いているが、その方が難病患者であるかは把握できていない

2 個別避難計画について

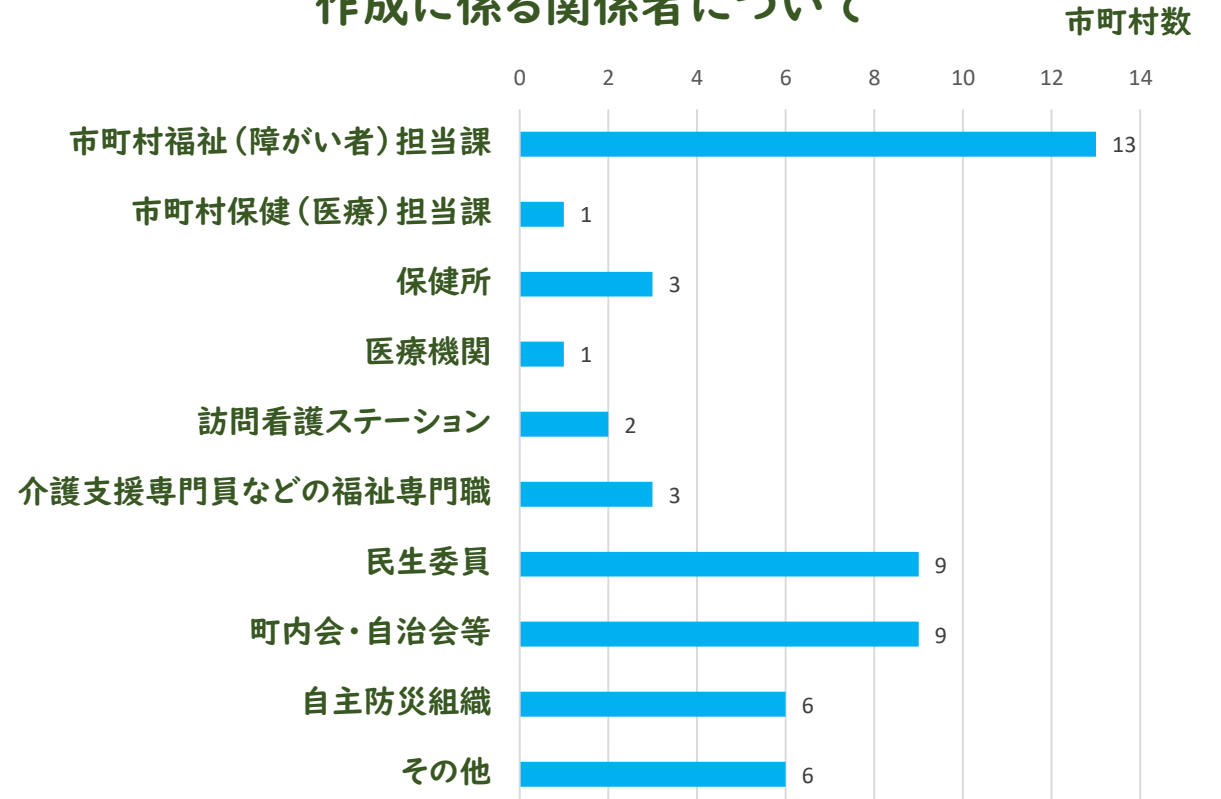
質問
2 (3)(4)

(3)(4)難病患者に対する個別避難計画の掲載情報と作成に係る関係者について

掲載情報について



作成に係る関係者について



2 個別避難計画について

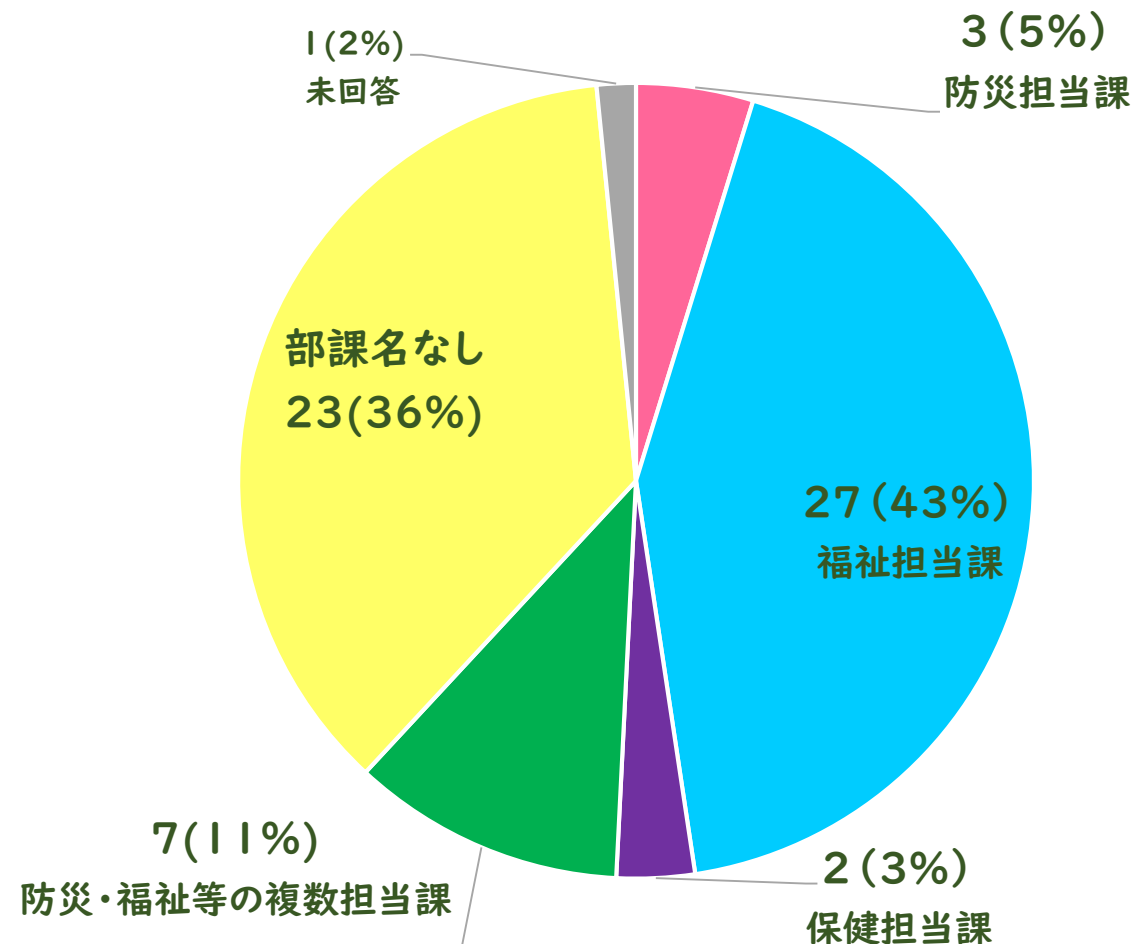
(5) 個別避難計画の作成で苦慮している点等について

- 今後、どのように情報収集し、関係機関が連携して、取り組んでいった方が良いのか。
- 難病患者に限った話ではないが、個別計画を作成する際、避難実施の責任者を記入する欄に課題を感じる。
- 個別避難計画の作成にあたっては各要支援者に対する地域の避難支援者の存在が不可欠であるが、(当人の希望以外で) そのような人物を差配するには自治会・自主防災組織の協力が欠かせない。また、難病患者に対する配慮についても、支援者の理解が必要となる。
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等の作成や管理方法について、庁内関係課において担当部局の調整が進んでいない。今後、他自治体をモデルケースとして、関係課の役割や所管事務を調整していく。
- 現在、避難行動要支援者に関する業務を防災担当課のみで行っている関係から、個別避難計画作成のノウハウが無いこと

3 要電源者の災害時支援担当部局

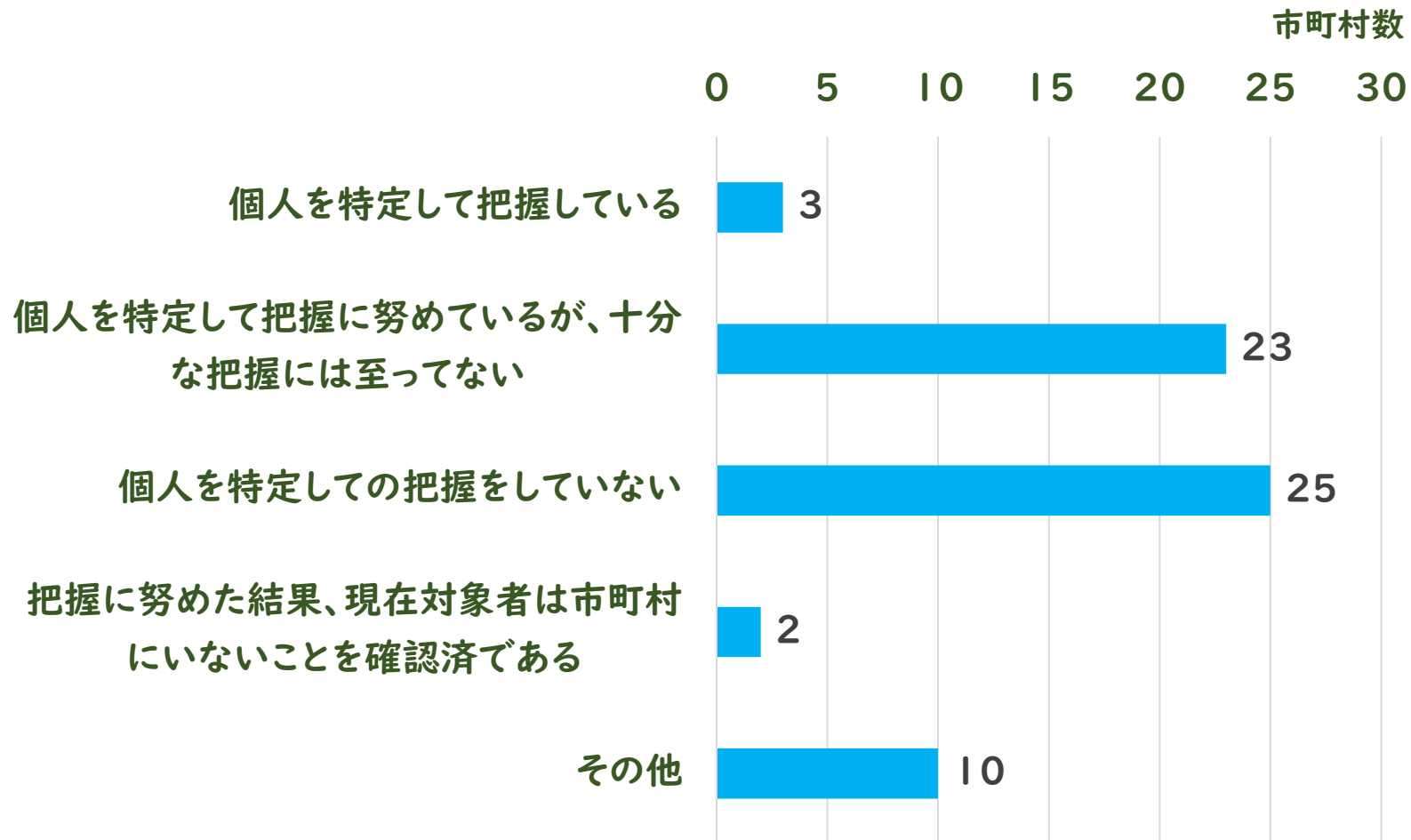
要電源者の把握や災害時における支援等を主に担当する部署について

(以降は、難病患者に限らず電源が必要な医療機器を使用している要電源者についての質問となります。)



4 要電源者の把握状況について

(1) 市町村に在住する要電源者を把握していますか

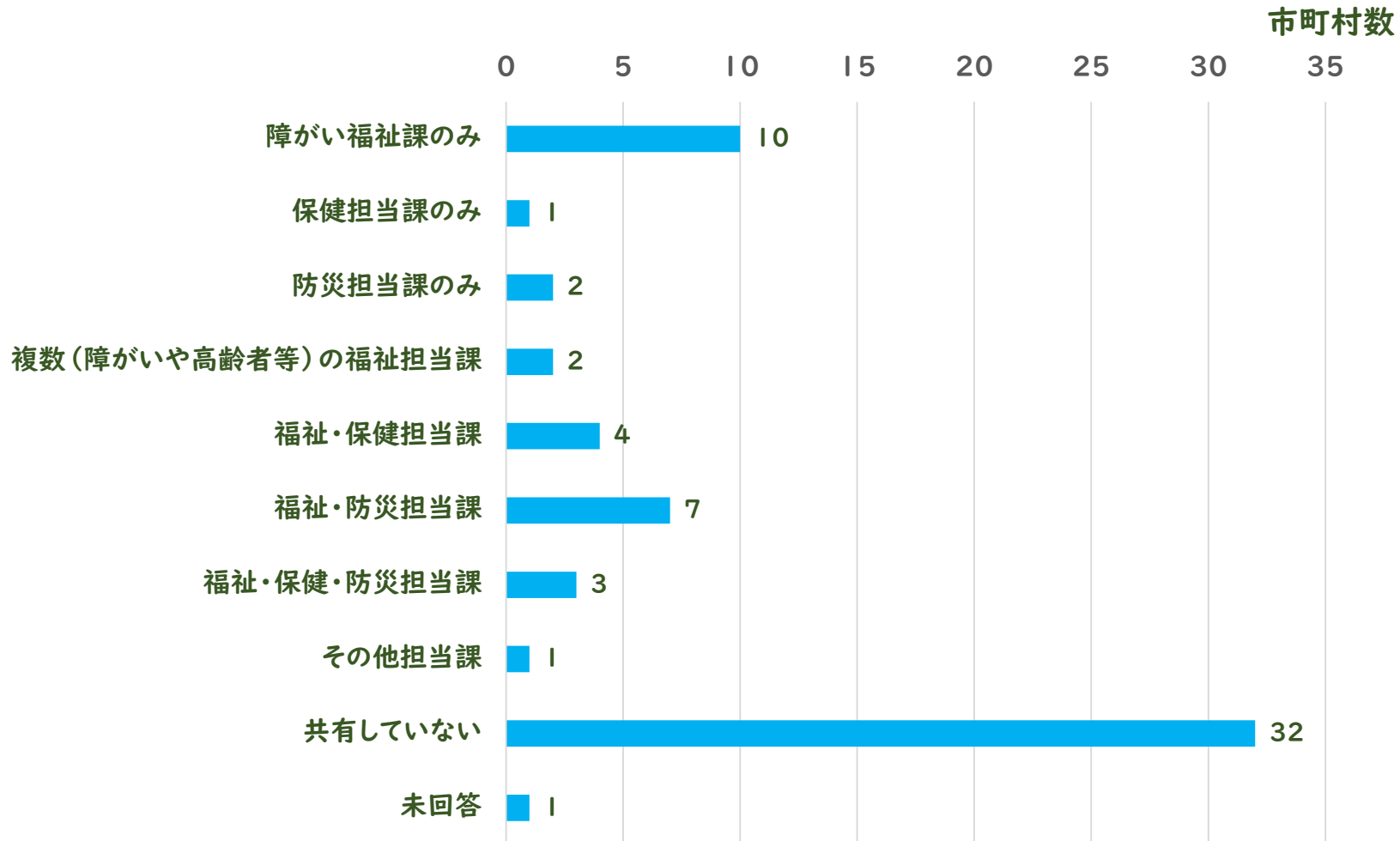


その他の回答

- ・難病患者のうち人工呼吸器等医療ケアが必要な者は把握しているが、全要電源者を把握しているわけではない。
- ・在宅酸素療法者酸素濃縮装置利用給付金受給者のみ把握している。
- ・障害福祉サービスを使っている医療的ケアが必要な方は把握できているが、サービスを使っていない方は把握できていない。
- ・担当課によっては把握している場合もある。
- ・電気料の補助を受けている方は把握しているが、それを受けていない方については不明。

4 要電源者の把握状況について

(2) 情報を共有している部課名について

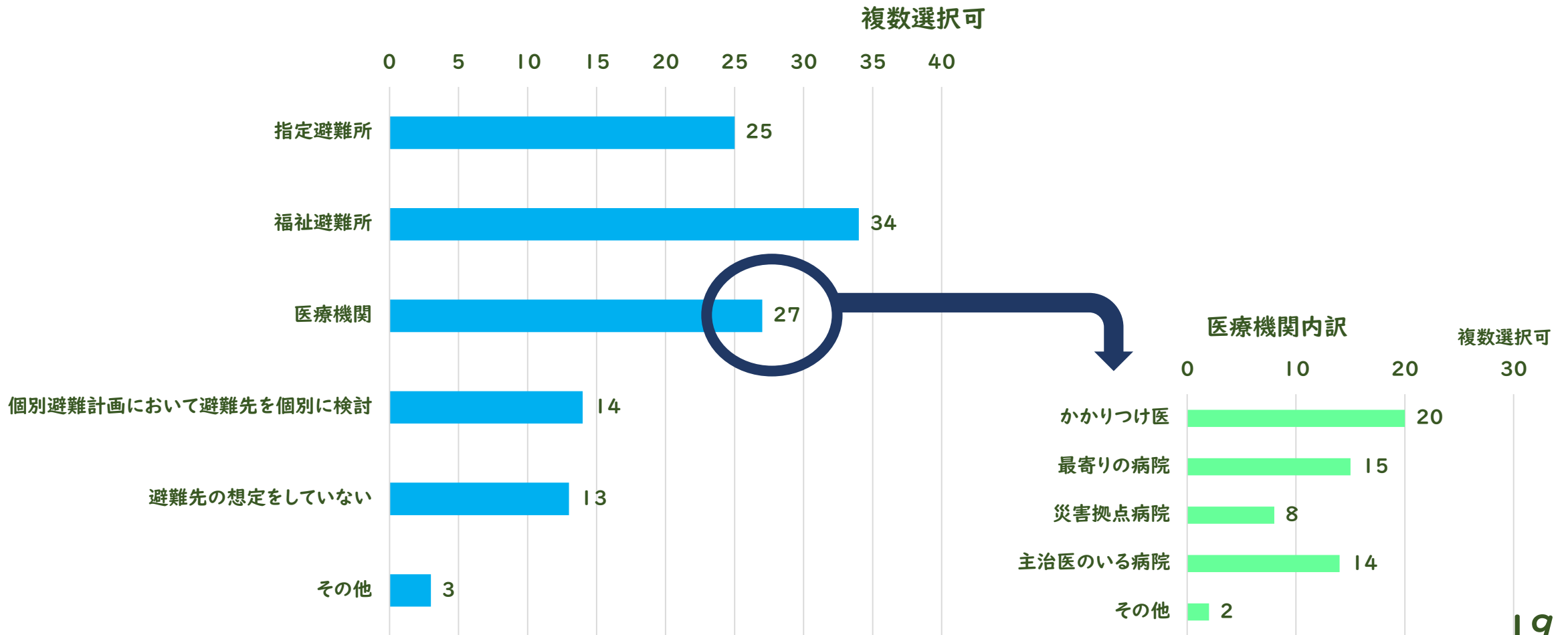


その他

・浄化槽担当の住民生活課（浄化槽点検時に電源が落ちるときがあるため）

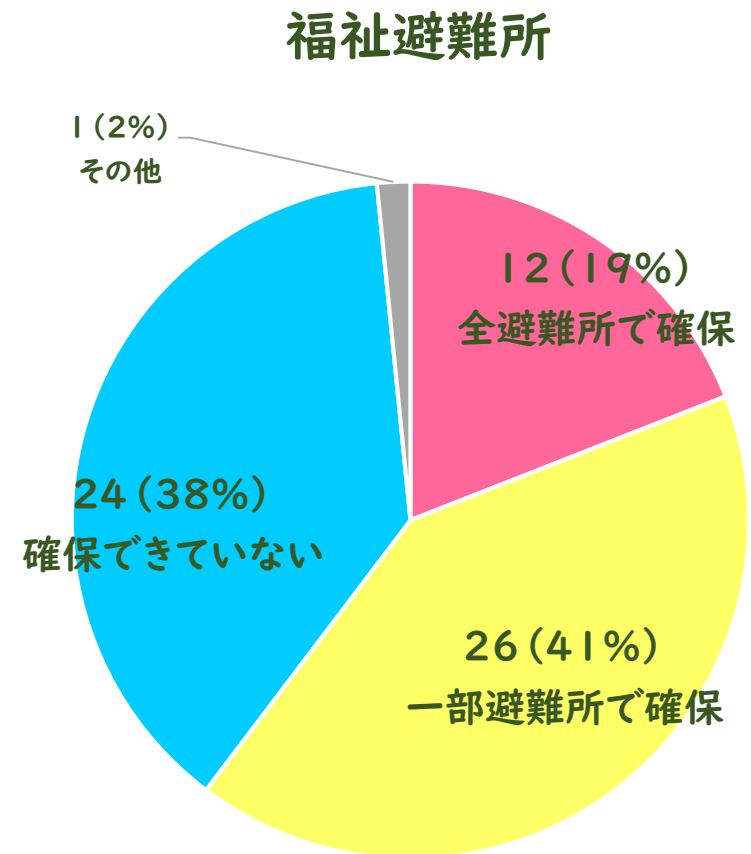
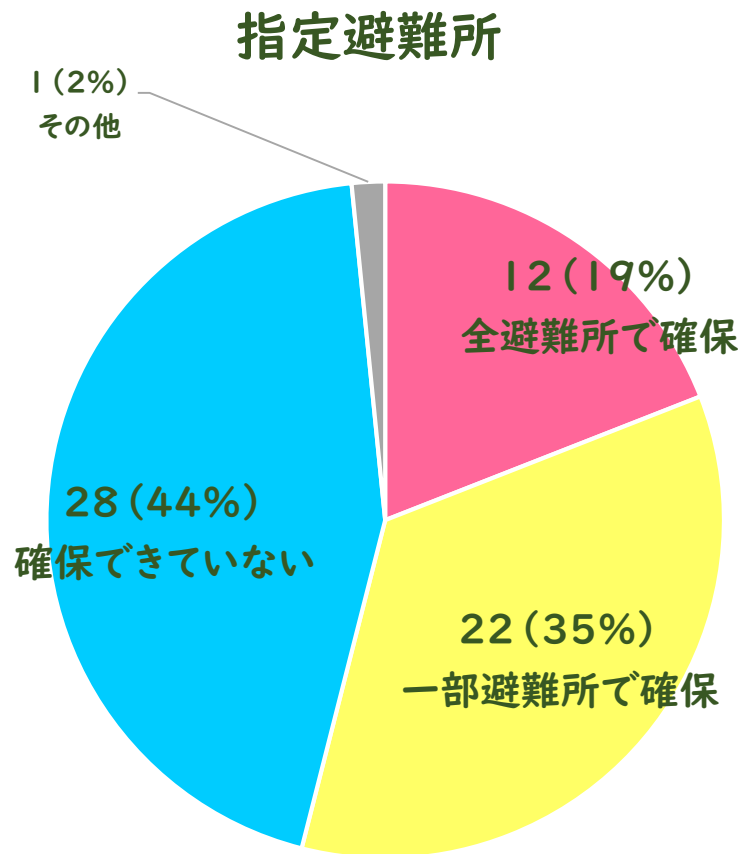
4 要電源者の把握状況について

(3) 想定している要電源者の避難先について



4 要電源者の把握状況について

(4) 指定避難所及び福祉避難所における電源確保状況について

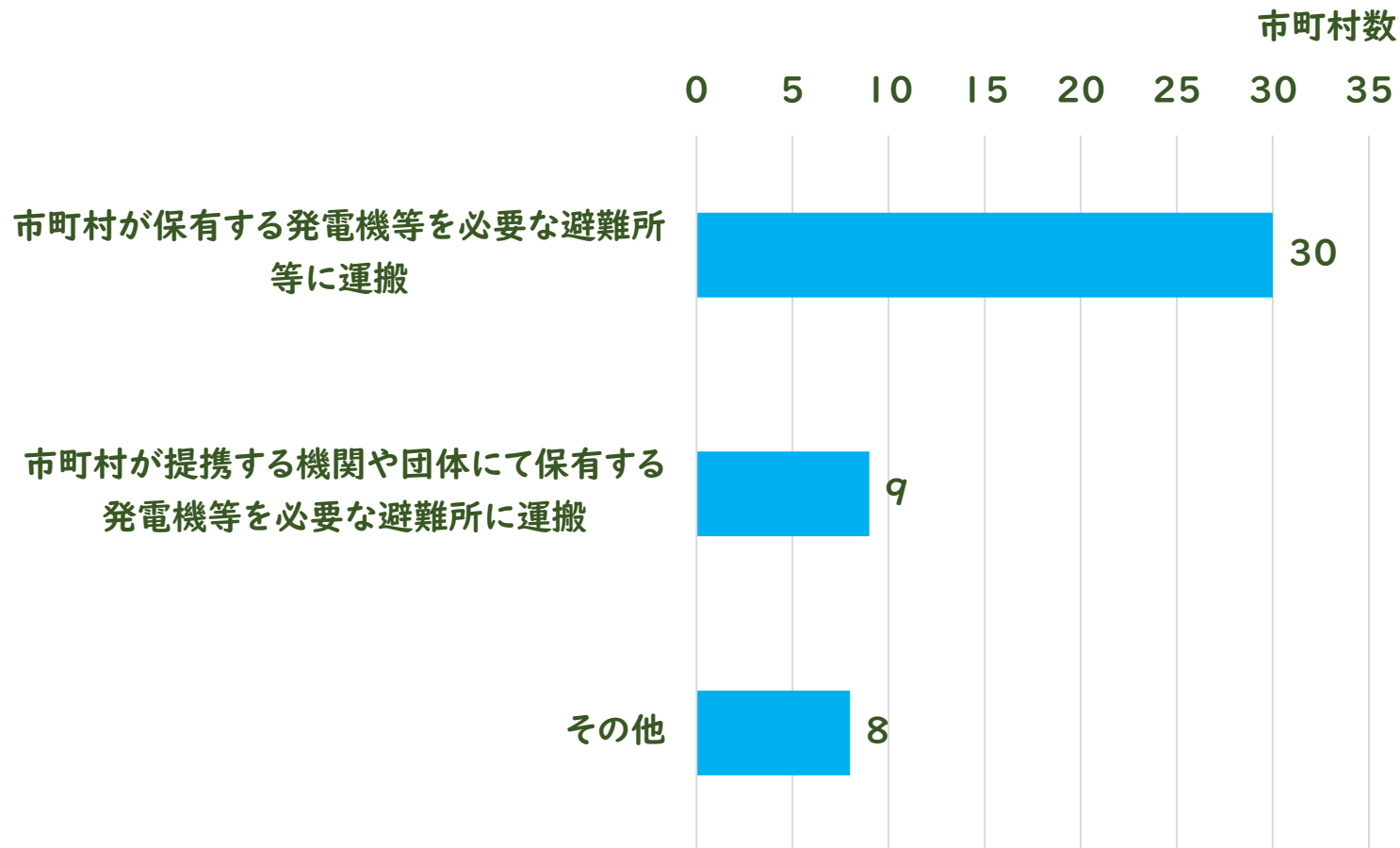


その他の回答

・要電源者の避難を想定していないため、各種避難所等での電源確保状況を把握していない

4 要電源者の把握状況について

(4) その他の電源確保状況について



その他の回答

・個人で準備した発電機の燃料切れがあった場合、補給できるまでの間発電機に使用するガソリンの携行缶や携帯用ガスボンベを自治体で貸出しているよう保有している。

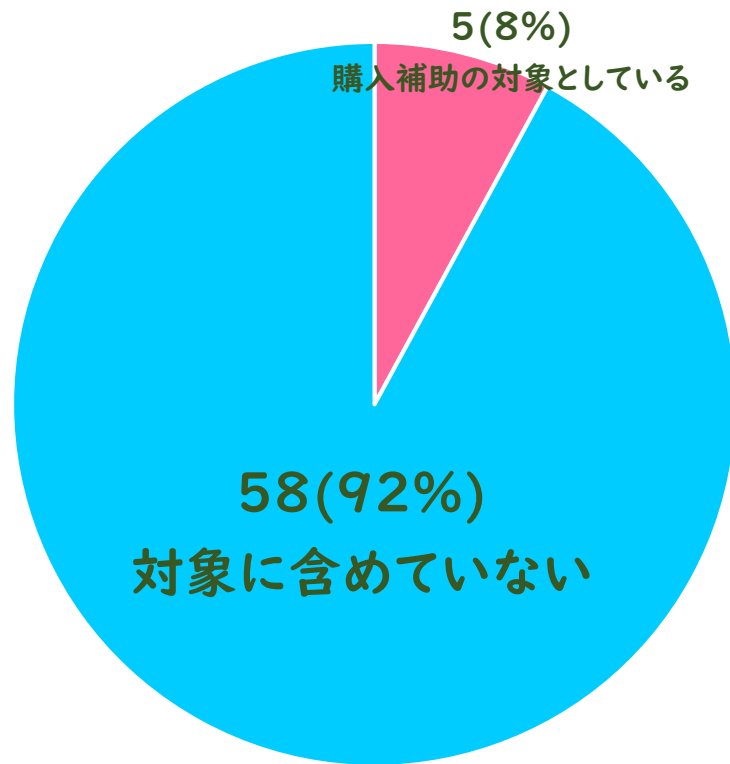
・非公開

・提携する機関や団体で保有する発電機等を必要な避難所に運搬する場合もある。

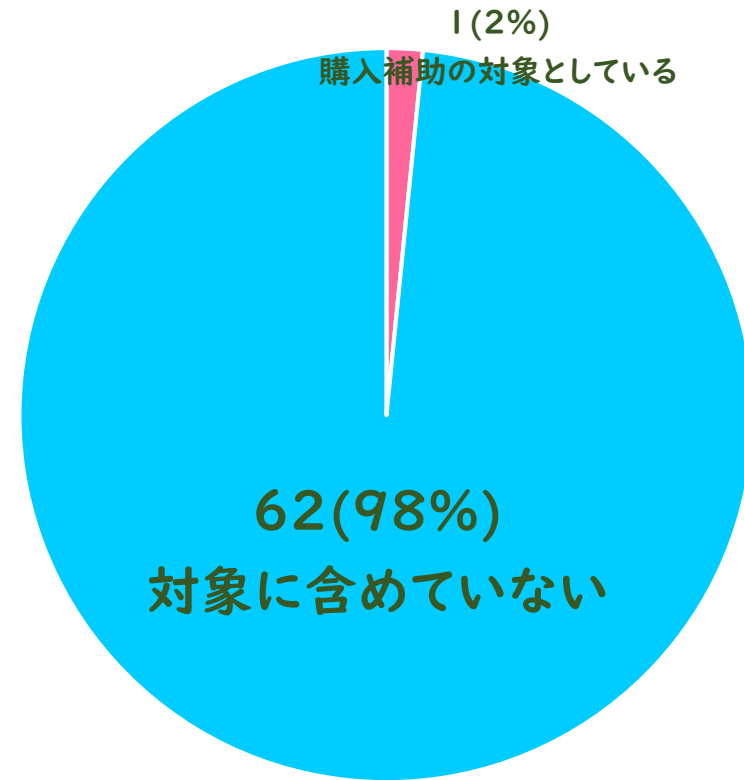
5 非常用電源の確保のための支援等

(1) 障害者総合支援法の日常生活用具給付・貸与の事業について

人工呼吸器の予備バッテリーについて



たん吸引器の予備バッテリーについて



5 非常用電源の確保のための支援等

(2) (1) 以外で市町村が実施している補助や事業について

- 非常災害時は役所で発電機を確保し、緊急時に備えている。
- バッテリーの補助はないが、日常生活用具の本体購入に対する補助制度はある。
- 現在、人工呼吸器用自家発電機及びバッテリーを助成対象品として追加を検討している。

6 要電源者への支援で工夫している点

- 障害者支援協議会（障害児支援部会）にて、医療的ケア児の生活実態や避難時の課題などについて、当事者家族からの報告や医療機関看護職を講師とした勉強会を実施し、避難時のイメージ作りや課題の共有を行った。
- 指定難病の人工呼吸器を使用している方に対し、普段から備える内容について説明するとともに停電時に安否確認の電話連絡をすることとしている。
- 障がいサービス等にかかる「障がい福祉のしおり」を作成し随時配布している。
- 台風など数日前から水害等の被害が想定される場合、人工呼吸器装着者へ事前に連絡をし、災害に備えバッテリー等の充電等を促し、確認している。
- 把握している方については、地図を作成し町内のどこに自宅があるかがはっきりとわかるようにしている。

6 要電源者への支援で苦慮している点

- 福祉部門と災害対策部門での情報共有が課題
- 民生委員や自治会への負担が多くなってしまったため、共助の部分の協力が得られなくなってしまう可能性がある。
- 現在の個別避難計画の登録事項に、要電源者を把握する項目がなく、本人申出により必需品や特記事項としての記載がない限り把握できない状況である。今後は、保健所に難病患者を照会するなどして難病患者の把握をする予定であるが、難病患者以外の要電源者の把握が課題である。
- 全数把握に努めているが、実際にすべての要電源者を把握できているかが課題となっており、苦慮している。